

「令和8年度ものづくり魅力発信事業」への参画企業募集要項

1 事業趣旨・目的

本市では、令和7年度に2025年日本国際博覧会において「大阪のものづくり おもしろミライ展」を開催し、製造業の原点であるものづくりの楽しさやおもしろさ、市内ものづくり企業の技術力や魅力を広く発信するとともに、次世代を担うものづくり人材の裾野の拡大を図ったところです。

今年度は、この成果を一過性のものとすることがないよう、「令和8年度ものづくり魅力発信事業」（以下「本事業」という。）を実施し、大阪市内に拠点をもつ中小ものづくり企業とともにものづくりの楽しさやおもしろさといった魅力を発信すること等を通じて、優秀な技能者や熟練技能者の認知度の向上や技能の継承、次世代を担う若手人材の確保など、地域経済の活性化につなげることをめざします。

ついては、本事業の実施にあたり、高度な技術や優れた製品を有し、新たなチャレンジに意欲的で、本事業趣旨・目的に賛同し、ものづくりの楽しさやおもしろさといった魅力の発信等と一緒に取り組んでいただける市内中小ものづくり企業（以下「参画企業」という。）を募集します。

2 事業概要

本事業では、「ものづくり企業を知る・ものづくり企業の技術力を体感する・ものづくり企業とつながる」の3つのテーマのもと、来場者に「大阪のものづくりはすごい、おもしろい」ことを広く知ってもらうこと等をめざして、次の3つの事業を行います。

① ものづくり魅力発信イベント

（例）

- ・素材加工などものづくりの過程の体験や、ものづくりの楽しさが伝わる参加型の催事・ワークショップ
- ・ものづくりの過程がわかるような映像等の展示や実演

② 工場見学を含む製造業への理解促進イベント

（例）

- ・普段見ることができない工場等ものづくりの現場見学

③ ものづくり企業間のネットワーク構築に向けた交流会

（例）

- ・「大阪のものづくり おもしろミライ展」出展企業及び本事業の参画企業が一同に介する交流会を実施し、新たな価値とビジネス機会を創出

※本事業において、物販や飲食を伴う展示・催事は行いません。

※本事業の実施に当たっては、来場者に対し大阪のものづくりの魅力等を効果的に発信できるよう、展示内容の企画・コーディネート、展示ブースの運営を担う事業者（以下、「受託事業者」という。）を別途本市が選定します。

また、事業目的を達成するため、エントリーシートへの記載内容にかかわらず、本市、受託事業者及び参画企業が協議のうえ、具体的な展示・催事内容を作り上げるものとします。

（1）時期 令和8年秋頃

(2) 場所 大阪市内

※時期・場所の詳細は、今後、本事業の受託事業者との協議のうえ、決定します。

3 参画企業の募集

(1) 参画資格等

以下の(ア)から(ケ)の全てを満たす企業(個人事業主含む。)が応募できます。

なお、複数の企業等が共同して応募することも可能ですが、その場合は、参画する企業全てが以下の要件を全て満たすことが必要です。

(ア) 大阪市内に本社又は事業所を置く中小製造事業者等

・ 中小企業基本法第2条第1項に定める製造業分野の中小企業(資本金3億円以下、又は、従業員数300人以下)であること

(イ) 「ものづくり基盤技術振興基本法」(平成11年3月19日法律第2号)第2条第2項に規定する「ものづくり事業者」であること

(ウ) 直近1か年において本店所在地の法人(個人)住民税(市区町村民税及び都道府県民税)、消費税及び地方消費税の滞納がないこと

(エ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

(オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと

(カ) 応募書類の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を大阪府内において営んでいないこと

(ク) 出展に向けての調整への協力が可能であること

(ケ) 必要に応じて出展期間中に展示説明などの対応が可能であること

(2) 参加料

無料

ただし、展示・催事内容に関する協議などの事前準備や催事当日の対応などかかる人件費については、各企業の負担となります。

(3) 募集企業数

10社(団体)程度(申込多数の場合は、抽選により決定します。)

なお、「2 事業概要」に記載の①～③のうち③のみへのエントリーは不可とします。

4 応募方法

(1) 提出書類

【単独の企業が応募する場合】

(ア) エントリーシート(様式1)

(イ) エントリーシートの記載内容を補足説明する資料(任意:提出する場合はA4サイズ2ページ以内)

- (ウ) 定款や企業パンフレット等の会社概要が分かる資料
 - (エ) 直近1年分の本店所在地の法人(個人)住民税(市区町村民税及び都道府県民税)の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
- ※(エ)・(オ)は「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出してください。

【複数の企業が共同で応募する場合】

代表となる1社(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業が応募書類を集約し、提出してください。

- (ア) エントリーシート(様式1)
 - ※「企業情報」及び「担当者情報」は代表企業のみ記入し、「企業PR項目」については、共同事業体として記入してください。
 - (イ) エントリーシートの記載内容を補足説明する資料(任意:提出する場合はA4サイズ2ページ以内)
 - (ウ) 定款や企業パンフレット等の会社概要が分かる資料
 - (エ) 直近1年分本店所在地の法人(個人)住民税(市区町村民税及び都道府県民税)の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (カ) 共同事業体届出書兼委任状(様式2)
 - 共同参画を希望する全ての企業について、記載してください。
- ※(ウ)～(オ)は、共同参画を希望する全ての企業について提出してください。
- ※(エ)・(オ)は「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出してください。

(2) 提出方法

上記(1)に記載の提出書類を、電子メールで「7 応募書類提出・問い合わせ先」に提出してください。本市からの受信を確認した旨のメール返信をもって応募完了とします。

なお、電子メール送信時の件名は、「【応募】令和8年度ものづくり魅力発信事業への参画について」としてください。

(3) 提出期限

令和8年7月15日(水)午後5時(必着)

(4) 留意事項

- (ア) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- (イ) 応募書類はお返ししません。また、必要に応じて「7 応募書類提出・問い合わせ先」の担当より電話等でお話をお伺いする場合があります。
- (ウ) 参画企業に決定した場合、エントリーシートに記載いただいた情報は、受託事業者と共有します。

(5) 質問について

本応募について質問がある場合は、様式3に記載のうえ、令和8年6月24日(水)午後5時(必着)までに、「7 応募書類提出・問い合わせ先」へ、電子メールで提出してください。電子メール以外での質問は受け付けません。

また、電子メールの送信後は必ず電話確認を行ってください。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがあります。

なお、提出の際は、件名を「【質問】令和8年度地域のものづくり魅力発信事業への参画について」としてください。

いただいた質問に対する回答は、令和8年7月3日(金)を目途に大阪市経済戦略局ホームページで公開します。

(掲載先：<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000680567.html>)

5 その他

(1) 事業スケジュール

令和8年6月15日(月)	募集開始
令和8年6月24日(水)	質問受付期限
令和8年7月3日(金)	ホームページにて質問回答公開(予定)
令和8年7月15日(水)	応募書類提出期限
令和8年7月21日(火)	抽選結果通知(予定) (当落含め応募企業全社に個別に通知します)
令和8年8月～ 令和8年秋頃	本市・受託事業者及び出展者による内容の検討開始 各イベント等の実施

6 参画企業からの除外・取り消しについて

次の項目に該当する場合は、参画企業として決定後であっても決定を取り消す場合があります。

- (1) 「3 参画企業の募集(1) 参画資格等」に記載の参画資格を満たさないことが判明したとき
- (2) 本事業の趣旨・目的に沿わず、本市の指示に従わない場合
- (3) 本市の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
- (4) 破産、会社更生、民事再生等の法的手続きを申し立てたとき
- (5) その他、参画が適切でないと本市が判断する事実が判明したとき

7 応募書類提出・問い合わせ先

担当：大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課ものづくり担当

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター(ATC) O's(オズ) 棟南館4階

E-mail：ga0006@city.osaka.lg.jp